

周南市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について

周南市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

周南市特殊勤務手当支給条例（平成15年周南市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

<p>15 緊急消防 援助隊出動 手当</p>	<p>消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等に従事した者（ただし当該手当が支給される場合は他の特殊勤務手当は支給しない。）</p>	<p>日額 1,680円</p>
---------------------------------	---	------------------

」

を

「

<p>15 災害応急作業等手当</p>	<p>(1) 重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にお</p>	<p>日額 1,080円</p>
---------------------	---------------------------------------	------------------

	<p>いて、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣され、災害応急業務等に従事した者。ただし、当該手当が支給される場合は他の特殊勤務手当は支給しない。</p>	
	<p>(2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等に従事した者。ただし、当該手当が支給される場合は他の特殊勤務手当は支給しない。</p>	<p>日額 2,160円</p>

」

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市特殊勤務手当支給条例新旧対照表

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種別	事務の範囲又は支給を受ける者	支給額	種別	事務の範囲又は支給を受ける者	支給額
(略)			(略)		
14 病院管理手当	国民健康保険鹿野診療所に勤務する医師	月額 250,000円	14 病院管理手当	国民健康保険鹿野診療所に勤務する医師	月額 250,000円
15 緊急消防援助隊出動手当	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等に従事した者（ただし当該手当が支給される場合は他の特殊勤務手当は支給しない。）	日額 1,680円	15 災害応急作業等手当	(1) 重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣され、災害応急業務等に従事した者。ただし、当該手当が支給される場合は他の特殊勤務手当は支	日額 1,080円

現行	改正案	
		<p data-bbox="1464 276 1615 304">給しない。</p> <p data-bbox="1435 352 1816 874">(2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等に従事した者。ただし、当該手当が支給される場合は他の特殊勤務手当は支給しない。</p> <p data-bbox="1845 352 2063 381">日額 2,160円</p>